

会 議 録

会議の名称	第1回本庄市男女共同参画審議会
開催日時	令和8年5月18日(月) 午前・ 午後 13時30分から 午前・ 午後 15時2分まで
開催場所	502会議室
出席者	委 員：柿沼委員、倉林委員、朝比奈委員、坂上委員、大藤委員、高木委員、飯島委員、根岸委員、浅見委員、赤尾委員、飯嶋委員 事務局：田島市民生活部長、小川市民活動推進課長、山田課長補佐、荒牧主査
欠席者	巴委員
議 題 (次 第)	1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. 会長・副会長の選任 4. 諮 問 5. 市長あいさつ 6. 委員・事務局自己紹介 7. 議 題 (1) 本庄市男女共同参画審議会の運営について(案) (2) 第5次本庄市男女共同参画プラン策定について ・第4次本庄市男女共同参画プラン(令和7年度)事業評価シートについて ・第5次本庄市男女共同参画プラン策定スケジュールについて

様 式

	8. その他 (1) 本庄市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例 (案) について (2) 第2回本庄市男女共同参画審議会の日程について 9. 閉 会
配 付 資 料	資料1 本庄市男女共同参画審議会委員名簿 資料2 本庄市男女共同参画審議会条例、本庄市男女共同参画審議会規則、本庄市附属機関等傍聴規則 資料3 本庄市男女共同参画審議会の運営について (案) 資料4 第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート 資料5 第5次本庄市男女共同参画プラン策定スケジュール 資料6 本庄市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例 (案) 参考資料1 第4次本庄市男女共同参画プラン 参考資料2 第6次男女共同参画基本計画 (国) 概要 参考資料3 埼玉県男女共同参画基本計画 (令和4～8年度) 概要
その他特記事項	
主 管 課	市民活動推進課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
市民活動推進課 長	定刻になりましたので、ただいまより令和8年度第1回本庄市男女共同参画審議会を開催いたします。 本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。 私は進行を務めさせていただきます、市民活動推進課長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 はじめに、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。 本庄市男女共同参画審議会条例第6条第2項では、審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日まで出席頂いております委員は12名中現在11名でございます。したがって、過半数の定数に足りておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。 なお、本審議会は、本庄市男女共同参画審議会規則第2条に基づき、審議会を公開といたします。それでは次第に従いまして、委嘱状の交付を行います。机の前にて委嘱状をお渡しいたしますので、お名前をお呼びいたしますら、その場にてご起立をお願いいたします。 始めに、本庄市男女共同参画審議会条例第1項第1号に規定されます「市議会議員」から選出されました委員より呼び申し上げます (市長より委嘱状の交付)
市民活動推進課 長	続きまして、ここで本審議会の会長の選出についてお諮りしたいと存じます。 会長の選出につきましては、審議会条例第5条第1項により、会長は委員の互選により選出するとされております。いかが取り計らったらよろしいか、ご意見がございましたらお願いいたします。 (意見なし)

市民活動推進課 長	ご意見がございませんので事務局から案の提示をさせて頂きたいと存じますがいかがでしょうか。 (異論なし) 事務局案をお願いいたします。
事務局	事務局からは、柿沼委員に会長をとの提案をさせていただきます。柿沼委員は本庄市議会議員として長年多くの課題に向き合ってこられました。その豊富な経験と実績を生かし、委員会を円滑にまとめていただけたと思います。皆様いかがでしょうか。
市民活動推進課 長	よろしいようであれば、ここで皆様の拍手をもって柿沼委員の会長就任について、ご承認を頂きたいと存じます。 (委員より拍手あり) ありがとうございます。それでは、ご承認を頂きましたので、柿沼委員に会長をお願いしたいと存じます。柿沼委員、ご承諾頂けますか。 (柿沼委員の承諾あり) それでは、柿沼委員には会長席へご移動願います。
市民活動推進課 長	続きまして、審議会条例第5条第1項の規定では、「副会長は会長が指名する」また、同条第3項の規定では、「副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する」とされております。つきましては、会長から副会長のご指名を頂きたいと存じます。
会長	ただいま事務局より、副会長の指名について、お話がありました。どなたに副会長をお願いするかの件でございます。 事務局にお伺いいたしますが、事務局案はございますか。
事務局	事務局としては、根岸和子委員がよろしいのではないかと存じます。根岸委員は長年人権擁護委員として活躍され、公立保育所長としての実績もあり、そのご経験を委員会に活かしていただけたと思います。
会長	では、根岸委員に副会長をお願いできればと存じますが、引き受けて頂けますでしょうか。 (根岸委員の承諾あり)

	それでは、根岸委員にお願いしたいと思います。 (委員より拍手あり)
市民活動推進課 長	会長及び副会長が決定いたしましたので、ここでお二人から、ご挨拶を頂きたいと存じます。 まずは、柿沼会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	皆さんこんにちは。ただいまご承認をいただきました柿沼です。男女共同参画審議会は、これで少なくとも3回目ぐらいかなと思います。私の認識では、埼玉県は、国の条例や計画に合わせて、早々と取り組んできたというふうに理解しております。 本庄市男女共同参画プランはこれまでに何度か改訂をしてきて、今度は第5次計画ということです。それを2年にわたって決めていくと伺っておりますが、このような形で関わる事ができて大変光栄に思います。市長がここにいらっしゃいますけれども、本庄市もパートナーシップの宣誓制度をいち早く取り入るなど、いろいろ取り組んできているのかなというふうに思っています。 現在、ジェンダー平等が盛んに議論されており、世界的な動向も大きく変化している状況の中での改定となるため、多方面に配慮しながら考えていかなくてはならないと考えています。 少し勉強したところでは、選択的夫婦別姓の問題や、離婚後の共同親権など、いろいろなことも関わってくるのかなと思っています。 現在、国の方針が変化している中で、問題があるかなと感じる部分もあります。しかしながら、最も重要なのは、本庄市民にとって本当に良い基準を作り上げることです。そのような思いを共有しながら、皆で力を合わせて取り組んでいければと思っています。 また、皆様からお力をお貸しいただき、審議会が円滑に進み、良い計画ができるよう願っております。皆様ご協力よろしくお願いいたします。
市民活動推進課 長	続きまして根岸副会長、お願いいたします。

副会長	改めましてこんにちは。 先ほど副会長という大役を仰せつかりました根岸和子と申します。今現在は、人権擁護委員として務めております。本当に微力ではございますが、柿沼会長はじめ委員の皆様、そして事務局の皆様のご指導を受けながら頑張っていけたらと思っております。
市民活動推進課長	続きまして、吉田市長から柿沼会長に諮問させていただきます。 (市長から会長に諮問書の交付) 続きまして吉田市長よりご挨拶を申し上げます。
市長	皆様大変お忙しい中ご参集ありがとうございます。 本庄市男女共同参画審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。皆様方には日頃よりそれぞれのお立場から、様々なご協力、ご支援、ご指導をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げる次第でございます。 また今回の、男女共同参画審議会委員の就任につきましても、大変お忙しい中お引き受けいただきましてありがたく存じております。 ただ今第5次のプランの策定についての諮問をさせていただいておりますが、現在は第4次本庄市男女共同参画プランに基づいて事業を推進しているところでございます。 市民一人ひとりの人権が尊重され、性別、国籍、あるいは障害の有無に関係なく、全ての市民の個性、そして能力が発揮され共に生き生きと暮らすことのできる社会、豊かなまち作りを目指すという理念に基づいて、例えば性的マイノリティの方への支援となる本庄市パートナーシップ宣誓制度に加えまして、令和7年4月にはファミリーシップも開始したところでございます。 また、国の動向は、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」というものが施行されまして、また、この4月には民法の改正によって、共同親権が導入されたところでございます。 親権、養育費、親子交流などに関するルールの見直しが行われておりまして、まだまだこの制度改正がどのような内容になっていくのかというのはこれからでございますけれども、いずれにしても離婚後のお子さんを取り巻く環境の改善にしっかり繋げていかなければならないと私自身は考

	えております。これはまさに男女共同参画の理念とも深く関わるのではないかなというふうに考えております。 本庄市におきましては、令和 9 年末で現行の第 4 次のプランが終了となるわけでございまして令和 10 年度から 14 年までの事業プランの策定が必要だということで今回諮問をさせていただいたところでございます。 実はですね、全国に女性の市長さん、50 人ぐらいいらっしゃるんですが、先日、全国市長会の関係で、女性の市長さん 37 人といろいろと懇談をするという機会がありまして、私が黒一点となったことがありました。 逆に黒一点という形でお話をさせていただいたのですが、実は 815 の市区がある中で、まだ女性市長は 50 人弱です。ところが最近ですね、色々なところで女性市長が誕生し始めておりまして、これまでは都市部が多かったと言われておりましたけれども、例えばずっと女性の市長さんが誕生しなかった鹿児島県でも、女性の市長が誕生したということで、全国的にもそういう傾向が出てきたからということでございました。 これからいよいよ女性市長が多くなってくるということを実感したところでございます。議員におかれましては、女性の議員さんはかなり多くなっておりますが、まだ比べれば少ない状況でございます。政治参画という意味でもですね、女性の首長がこれからますます増えてくるのではないかな、そういう時代になってきたかなというふうに思うわけでございます。 男女共同参画というのは、男性も女性も、それぞれの能力に応じて、しっかりと仕事ができる環境が整えられるということは非常に大事だと思っております。 皆様方にはそれぞれの専門的なお立場、また市民の代表としてのお立場から、このプランの策定に当たりまして忌憚のないご意見ご提言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
市民活動推進課長	ここで誠に申し訳ございませんが、吉田市長は別の公務のため退席させていただきます。 続きまして、本日で出席をいただいております委員の皆様、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

市民活動推進課 長	(委員 自己紹介) どうもありがとうございました。 では事務局の自己紹介をさせていただきたいと思います (事務局職員 自己紹介) 次に、議事に入ります前に、本日の資料を確認させて頂きたいと存じます。 本日の会議資料は、配布資料一覧を机上に置かせて頂きました。 配布資料一覧をご覧頂き、資料の不足等ございましたらお知らせください。 よろしいでしょうか。 それでは、これより議事に入らせて頂きたいと思います。議事進行につきましては、本庄市男女共同参画審議会条例第6条第1項の規定により柿沼会長にお願いしたいと存じます。
会長	改めまして、委員の皆様方には、ご多忙中のところ、本庄市男女共同参画審議会にご出席頂き、感謝申し上げます。審議に当たりましては、慎重かつ効率的に進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、まず、本日の非公開議案等についての審査をいたします。 本庄市男女共同参画審議会規則第2条では、「審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる」とされております。 私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。 規則第2条に基づき非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。 (提案なし) ありがとうございます。それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせて頂きたいと存じます。

会長	それでは、次第に従いまして、議事に入らせて頂きます。議題（１）「本庄市男女共同参画審議会の運営について（案）」でございます。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	●本庄市男女共同参画審議会の運営について（案）【資料３】、本庄市附属機関等傍聴規則、本庄市男女共同参画審議会規則【資料２】について説明
会長	ただいまの議題（１）の説明について何か質疑、ご意見などございますか。 質疑ご意見もないようですので、ここで質疑等について終結したいと思います。ですが、ご異議ございませんか。 （異議なし） ご異議無ければ、議題（１）「本庄市男女共同参画審議会の運営について（案）」の（案）を消して頂けますようお願い致します。
会長	続きまして、議題（２）「第５次本庄市男女共同参画プラン策定について」でございます。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	●第４次本庄市男女共同参画プラン（令和７年度）事業評価シート【資料４】について、第５次本庄市男女共同参画プラン策定スケジュール【資料５】について説明
会長	それでは、まず最初にこの第４次本庄市男女共同参画プラン事業評価シートについて説明がありましたけれども、ご覧になって何かここはどうなんですかっていうようなところがありましたら、忌憚のないご意見を出していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。
大藤委員	10 ページの防災体制の整備の一番下の評価が１ですが、避難所についてどういう考えがありますか。もし、何かあったときに、避難する場所がとても私達には心配です。以前台風があった時も、おばあちゃんたちが必死に逃げた先の避難所で「もういっぱいです」とかって言われたことがあります。自治会館でも、ある程度、私達、毛布などを、用意はしますが、何かあったとき用のマップがもう少し浸透できたらいいなと思っていました。当時大雨のとき、避難所として開設していた本庄西小の体育館で、90 歳近いおばあちゃ

	んを断ったという大惨事がありました。行くだけで命がけなのに。令和元年当時は本庄市が初めて避難所を開設した年で、市内に10ヶ所の避難所を空けたのですね。
市民生活部長	私、以前危機管理課にいましたのでご説明いたします。 お恥ずかしい話なのですが、本庄市ではそういう避難所の準備っていうのが、それまでできていなくて、それをきっかけに、年度当初に避難所の担当職員を決めて、何か災害があったらその災害の規模や種類に応じて、まずはここを開けましょう。次にここを開けましょうという順番を作りました。 あの時はおそらく西小学校の体育館だけで手いっぱい、他を開けるような余裕がなかったのだと思いますが、今は、全ての避難所に担当職員を配置していますので、その状況によって追加して避難所を開けることもできます。 あと実際に災害が起こると、自治会館とか自治会で独自に動きをされるケースもあると思います。そういったときに、食料とか、その避難に必要な備蓄のものが必要な場合には、市の方から指定避難所にまでは届けますので、そこに取りに行っていただくような形で、行き渡るようにできます。能登の地震のときはビニールハウスに避難された方もいました。あのときもビニールハウスに、届けることは難しいので、避難所に取りに来てくださいということに対応しました。 今はあのときの状況とはだいぶ変わってきておりますので、少し安心していただければと思います。あと、この項目の評価が「1」っていうのは、「実際そういう機会がなかったって」ということで、これは横棒で「該当なし」っていうような表記でもよかったのかもしれませんが。 また、市役所の危機管理課では出前講座行っています。自治会のサロンに市役所の人に来てもらい、そういう避難所のことを説明して欲しいなっていう意見があれば、ぜひご相談ください。
会長	よろしいですか。 他にいかがでしょうか。こんなところはどうかなと思ったことがあれば、今の時点で、皆さんの問題意識で何かあれば、今日出していただくとよろしいのかなと思いますけれども。

会長	私からいいですか。4 ページに市職員の女性管理職の比率が出ていますよね。また、第4 次本庄市男女共同参画プランの 14 ページでは、自治会長とか、防災会議委員の女性の比率が出ていますよね。またここには出ていませんが、例えば市議会議員の女性議員の比率については、本庄市は結構高い方だと思います。またここにあるように、女性の自治会長は、本庄市はいないのですよね。計画では熊谷市とか見ると、16 人と出ていますね。 現在の事業評価シートは指標に対しての実施状況を答えるものであるため、細かく答えていないことについては理解をしておりますけれども、ちょっと教えていただきたいですが、アンケートを取る前でもある程度分かるのではないかと思います。例えば今、自治会長などはどんな状況でしょうか。あと、消防の女性の職員さんって増えているような感じがあるのですけれども、そのあたりちょっと分かりませんか。
事務局	女性の自治会長さんは現在いません。
市民生活部長	市職員の女性管理職につきましては、今年課長さんになられた女性の職員が今年は非常に多かったです。女性の部長級もいます。あと消防については消防団員と、消防職員の二つの種類があります。 消防団員の中の女性団員については正確な数字が分かりませんが、4、5 人いたかなという記憶があります。で、児玉郡市広域消防本部の職員の中でも去年は 8 人の女性消防職員がおりました。ですので、女性職員は比較的少ない方ではないです。
大藤委員	自治会長に限っては祭りがあるので、祭りの時にやはりなかなか女性は難しいですよ。お神輿とかお祭りの山車などでもいろいろな繋がりがありません。もう少したないと女性がお祭りを仕切るのには難しいかもしれません。
飯島委員	自治会の副会長は何人かいらっしゃいますよね。
会長	議題 2 につきまして他にありませんか。 それでは質疑ご意見もここまでかなと思いますので、ここで質疑等について終結したいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なし) それでは質疑等について終結し議事について審議を終了いたします。本日

	の議題は以上になりますので、私は議長の任を解かせていただきまして、事務局司会進行をお戻しいたします。 ご協力ありがとうございました。
市民活動推進課 長	それでは次第に従いまして、その他の1点目、「本庄市男女共同参画および多様性を尊重する社会を推進する条例（案）について」事務局よりご説明をしたいと思います。
事務局	●「本庄市男女共同参画および多様性を尊重する社会を推進する条例（案）について」【資料6】説明
市民活動推進課 長	ただいま説明させていただきましたが、第3次、第4次の参画プランの時には、審議会からご意見いただきまして、ぜひ条例を定めてということでありましたので、他市の条例なども参考に、こちらを案として出させていだいたところでございます。 何かご質問等あればお願いいたします。 今すぐでなくてもまたお気づきのときに事務局の方にお尋ねいただいてもよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
市民活動推進課 長	ご質問が無いようですので、続いて2点目、次回の審議会の日程について事務局よりご説明いたします。
事務局	次回の会議の日程につきまして、会長、副会長とご相談をさせていただきまして日程等を決めさせていただきたいと思っております。その上で、事務局から通知をお送りさせていただきたいと考えております。次回の審議会は、資料5のスケジュールにありますとおり、市民アンケートの内容案を作成し、ご審議いただく予定ですので、よろしくお願いいたします。
市民活動推進課 長	だいまの説明につきまして、ご質問などございますか。 ご質問がないようですので、閉会の方に移らせていただきます。 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

様 式

副会長	皆様、本日は本庄市男女共同参画審議会第1回会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 これをもちまして、令和8年度第1回本庄市男女共同参画審議会を閉会いたします。
-----	--

令和 8年 6月12日

委員長 柿沼綾子